

令和 7 年 6 月 1 3 日

令和 7 年鳥羽市議会会議  
提 出 議 案

鳥羽市長

令和7年6月13日会議提出議案一覧表

|          |                                                                                             |       |   |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---|
| 議案第 9 号  | 鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について | ・ ・ ・ | 1 |
| 議案第 10 号 | 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について                                                             | ・ ・ ・ | 3 |

## 議案第 9 号

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の  
公営に関する条例及び鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運  
動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営  
に関する条例及び鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの  
作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年    6 月 1 3 日    提    出

令和 7 年        月        日

鳥羽市長    小   竹        篤

## 提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラ  
の作成の公営に関する限度額について引き上げたく、本提案とするものである。

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の  
公営に関する条例及び鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運  
動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公  
営に関する条例の一部改正)

第1条 鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成  
の公営に関する条例（平成6年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

(鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に  
関する条例の一部改正)

第2条 鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公  
営に関する条例（平成20年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 10 号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 13 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

## 提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、投票管理者等選挙の執行に携わる者に対する報酬額を引き上げたく、本提案とするものである。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表投票所の投票管理者の項中「12,800円」を「14,500円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300円」を「12,800円」に改め、同表開票管理者の項及び選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600円」を「10,900円」に改め、同表指定病院等における不在者投票の外部立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。